

市川市緊急経済対策について

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている市民・事業者の皆さまに下記の取り組みを行います。

市民の皆さまへ

■減収対策緊急支援給付金

減収となった個人を対象に令和元年度の住民税相当額を支給します。

対象 = 次の3つの条件を満たす方

- ①令和2年2月1日時点で主たる収入が給与所得または事業所得
- ②令和元年度の給与収入が500万円以下かつ総所得金額等350万円以下
- ③今年の2月～6月の主たる収入が1月でも前年の同月と比較して20%以上減収

■児童扶養手当緊急支援給付金

児童扶養手当受給者に臨時給付金を支給します(所得制限あり)。

【支給日】 定期支給月の翌月11日(支給回数:偶数月3回)

【給付額】 第1子=40,000円、第2子加算=20,000円、
第3子以降加算=10,000円

対象 = 高校卒業(18歳)までの児童扶養手当受給者
(生活保護受給者及び一定所得以上の全部支給停止世帯を除く)

■市税等納付の猶予

下記に該当するものは無担保かつ延滞金無しで、最大で1年間、納付を猶予します。

市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料

対象 = 納税が困難と認められる方

■保育園保育料の減額

保育園が休園になった場合や、感染予防のため登園を自粛した際には、保育園保育料を還付します。

対象 = 公立保育園・私立保育園・小規模保育事業所などに通園する0歳児～2歳児(3歳児以降は保育料無償)

■傷病手当金支給の拡大

生計費に充てる給与に代わるものとして支給します。

支給額 1日当たりの支給額×休業日数(4日目以降)

対象 = 会社等に勤めている国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルスに感染したことで、出勤停止等となり、給与の全部または一部を受け取ることができなくなった方

■雇用対策

内定取消及び雇い止めになった方を会計年度任用職員として採用します。

事業者の皆さまへ

■事業者緊急支援事業臨時給付金

感染症拡大防止に係る費用を最大20万円支給します。

【対象となる取り組み】

- (1) 休業・短縮営業の実施
- (2) その他感染症拡大防止に対する取り組み
 - ・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入
 - ・テレワークの実施
 - ・イベントやセミナーの中止など

対象 = 市内に主たる事業所等のある中小企業または個人事業主

■資金繰り支援

【利子補給】

融資実行から3年間分の利子を最大全額補助します(補給率1%)。

【信用保証補助】

融資実行から3年間分に相当する信用保証料を最大全額補助します。
※国の資金繰り支援内容によって変更となる可能性有

対象 = 次の全ての要件を満たす事業者

- ①市内に主たる事業所があるもの
※法人の場合、事業実態がある本店
- ②市のセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた事業者
- ③県のセーフティネット資金の「市町村認定枠」の融資利用者
※補助の対象となる融資限度額は2,000万円

問い合わせはコールセンター ☎712-8661へ

事業者向け融資臨時窓口を設置

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者、個人事業主からの融資制度に関する保証認定の申請や問い合わせなどが多数寄せられています。

このような事態を受けて、より迅速に対応できるよう事業者向け臨時窓口を設置します。

☎370-3602、☎370-3603

設置場所 勤労福祉センター 2階 体育室(南八幡2-20-1)

設置開始日 4月20日(月)

開設時間 月曜～金曜 午前10時～午後4時

業務内容 セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定の申請及び交付

その他 (1)認定書の発行については都度申請者に対して連絡いたします。

(2) 臨時窓口を開設している期間は、商工業振興課の窓口(グランドターミナル本八幡)では受付を行いませんのでご注意ください

(3) 市川市が行っているその他の制度融資に関しては、引き続き商工業振興課で行います。

(商工業振興課)